

# 参考資料

- 資料1 レイアウト参考例
- 資料2 履歴書記載例
- 資料3 公正採用選考人権啓発推進員制度
- 資料4 登録免許税の納付方法に関する留意事項

# 申請様式のダウンロード手順

①東京労働局トップページから「労働者派遣・職業紹介事業」をクリック

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Labour Bureau. At the top, there is a navigation bar with links for 'ホーム' (Home), 'Google カスタム検索' (Google Custom Search), and '検索' (Search). Below the navigation bar, there are several menu items: 'ニュース&トピックス', '各種法令・制度・手続き', '事例・統計情報', '窓口案内', and '労働局について'. The main content area features a large banner with the text '安心して働き活躍できる TOKYOへ' (Work and thrive with peace of mind in TOKYO). Below the banner, there are several buttons for different services: '働き方改革', 'Safe Work TOKYO', '東京ハローワーク', '職員採用情報', '労働保険電子申請', and '治療と仕事の両立支援'. In the '目的や内容で探す' (Search by purpose or content) section, there are several buttons for different topics. The button for '労働者派遣・職業紹介事業' (Labour Dispatch and Job Introduction Business) is highlighted with a red box. To the right of this section, there is a yellow box with the text '最低賃金 1,113円/時間' (Minimum Wage 1,113 Yen/Hour) and '令和5年10月1日～' (From October 1, 2023). Below this, there is a '関連リンク' (Related Links) section with a list of links: '労働基準監督署', 'ハローワーク', 'ハローワークインターネットサービス', '厚生労働省', and '東京労働局YouTube公式チャンネル'.

②「職業紹介事業関係」をクリック

The screenshot shows the page for '労働者派遣・職業紹介事業' (Labour Dispatch and Job Introduction Business). The page title is '労働者派遣・職業紹介事業'. Below the title, there is a navigation bar with links for '東京労働局' (Tokyo Labour Bureau), '各種法令・制度・手続き' (Various Laws, Regulations, and Procedures), and '労働者派遣・職業紹介事業' (Labour Dispatch and Job Introduction Business). The main content area features a grid of buttons for different topics. The button for '職業紹介事業関係' (Job Introduction Business Relationship) is highlighted with a red box. To the right of this section, there is a '各種法令・制度・手続き' (Various Laws, Regulations, and Procedures) section with a list of links: '労働基準・労働契約関係' (Labour Standards and Labour Contract Relationship), '賃金・最低賃金・家内労働関係' (Wages, Minimum Wage, and Home Work Relationship), '安全衛生関係' (Safety and Health Relationship), and '雇用均等関係' (Employment Equality Relationship).

③「許可（新規・更新）申請・各種変更手続き・様式・記載例について」をクリック

## 職業紹介事業関係

- ▶ [法律・政令・省令・指針](#)
- ▶ [職業紹介事業の業務運営要領](#)
- ▶ [「就職祝い金」などの名目で求職者に金銭等を提供して求職の申し込みの勧奨を行うことを禁止しました（2021.3.3）](#)
- ▶ [令和6年職業安定法施行規則の改正について](#)
- ▶ [令和4年職業安定法の改正について](#)
- ▶ [平成29年職業安定法の改正について](#)
- ▶ [許可\(新規・更新\)申請・各種変更手続き・様式・記載例について（R6.10更新）](#)
- ▶ [新規許可事務説明会【オンライン説明会（会場：海岸庁舎）】（R6.7更新）](#)
- ▶ [人材サービス総合サイトについて](#)
- ▶ [職業紹介事業に係る各種管理簿の様式例](#)
- ▶ [事業報告について（R6.1更新）](#)
- ▶ [職業紹介事業関係ページ](#)

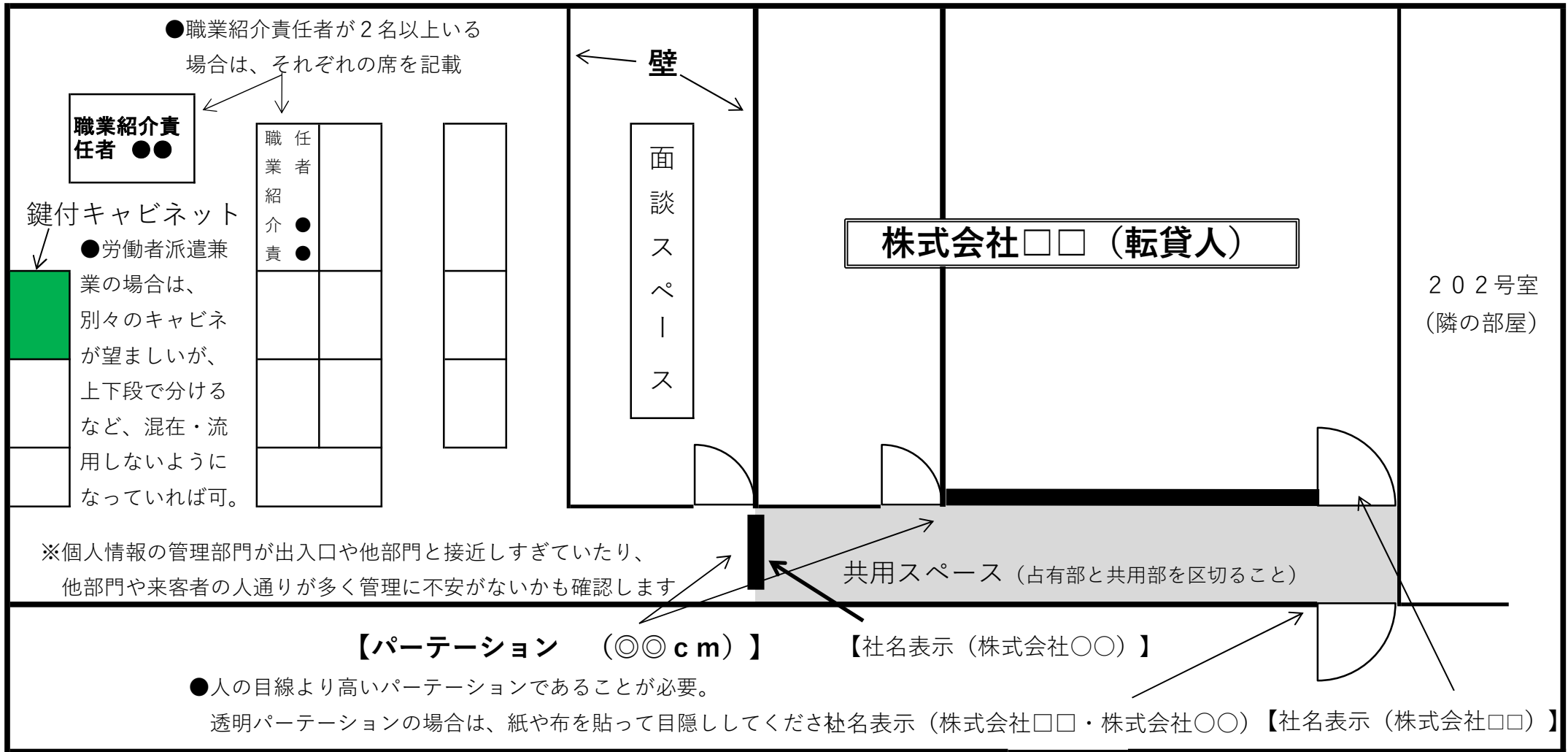
④許可申請にかかる様式についてよりダウンロードしてください

### 3. 様式集、添付書類一覧

◆ <<様式一覧>>（R6.10更新）

様式名	様式番号	記載例
有料・無料職業紹介事業許可申請書	<a href="#">様式第1号</a>	<a href="#">1号記載例</a>
特別の法人無料職業紹介事業届出書	<a href="#">様式第1号の2</a>	様式裏面記載要領をご確認ください
職業紹介事業計画書	<a href="#">様式第2号</a>	<a href="#">2号記載例</a>
届出制手数料届出書	<a href="#">様式第3号</a>	<a href="#">様式第3号記載例</a>
	<a href="#">手数料表：一般登録型</a>	手数料表記載例： <a href="#">一般登録型</a>
	<a href="#">手数料表：サーチスカウト型</a>	手数料表記載例： <a href="#">サーチスカウト型</a>
	<a href="#">手数料表：再就職支援型</a>	手数料表記載例： <a href="#">再就職支援型</a>

# レイアウト作成例（他の法人と同居している場合）



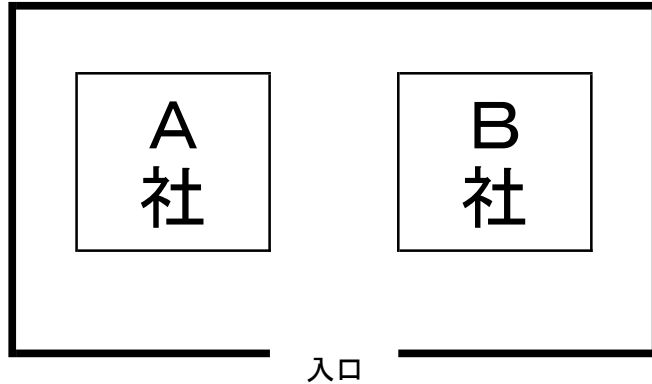
## ◆最低限記載する事項◆

- ・フロア全体のどの部分か？
- ・机や椅子の配置
- ・職業紹介責任者の席
- ・面談スペース（プライバシーの保護に配慮すること）
- ・社名表示の位置
- ・鍵付キャビネットの位置

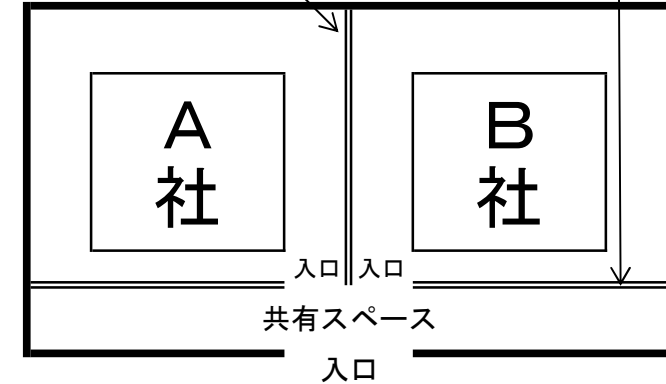
EV

## 例 1 : A社、B社が同じ室内にあるケース

- ✕ このような状態では、独立性を確保できておらず紹介の事務所としては認められません。

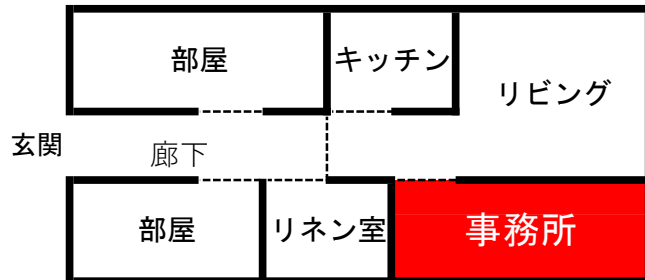


改善案

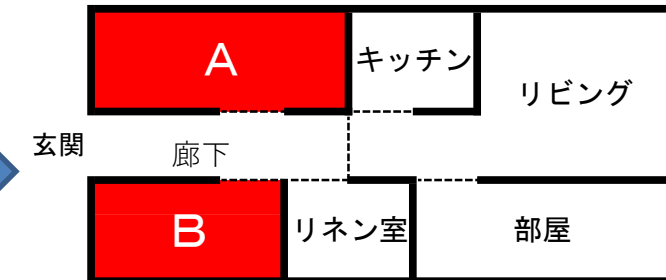


## 例 2 : 住居等を事務所として利用するケース

- ✕ リビング（居住空間）を経由して事務所内に入るため独立性を有しているとはいえません。



改善案



A又はBを事務所として使用であれば、居住空間を経由しないため独立性を有すると解釈します。

## 記載例

履歴書

令和7年2月1日 現在 (※1)

ふりがな	しょうかい いちろう		
氏名	紹介 一郎		
生年月日	昭和55年5月20日	満44歳	性別 男
ふりがな	とうきょうと みなとく かいがん		電話
現住所	〒108-0022 東京都港区海岸〇-〇-〇 △△マンション505号		03 〇〇〇〇-△△△△
居所	(※2)		

年	月	学歴・職歴等
平成15年	3月	□□□□大学 卒業
平成15年	4月	株式会社△△△△ 入社
平成19年	8月	同社 退社
		求職活動 (～平成19年12月まで) (※3)
平成20年	1月	▲▲▲▲株式会社 入社
平成23年	5月	株式会社〇〇〇〇 へ出向
平成27年	7月	▲▲▲▲株式会社 復職
平成30年	10月	同社 取締役 就任
平成31年	4月	同社 代表取締役 就任
令和3年	3月	同社 代表取締役 退任
令和3年	3月	同社 取締役 就任 (非常勤)(現任) (※4)
		事業内容:Webサイト制作、ゲーム開発
令和4年	4月	株式会社●●●● 設立 代表取締役 就任 (常勤)(現任)
		現在に至る
		賞罰なし (※5)

## 《記載上の注意点》

1. 作成日を記載してください。(※1)
2. 住民票の住所と居所が違う場合には、記載してください。その際は、居所の確認書類(公共料金明細、居所証明等)が必要になります。(※2)
3. 履歴は最終学歴から現在までの入退社及び役員等の就退任状況を記載してください。
4. 転職等の際に空白期間が生じる場合は、「求職活動」「法人設立準備」「主婦業専念」等理由を記載してください。(※3)
5. 現任中のものには、「常勤」、「非常勤」、「現任」を記載してください。(※4)  
現任している兼務先については事業内容を記載してください。
6. 賞罰の有無を必ず記載してください。(※5)

# 公正採用選考人権啓発推進員制度

## 制度の目的

国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが重要です。

このため、職業紹介事業、労働者派遣事業を行う皆様においては、雇用主としての側面にとどまらず、労働力需給調整システムの一翼としての社会的責務の重要性に鑑み、「公正採用選考人権啓発推進員」（以下、「推進員」という。）を設置し、ハローワークが推進員に対する研修等を行うことにより、公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的としています。

## 推進員設置対象となる事業所

- すべての職業紹介事業を行う事業所
- すべての労働者派遣事業を行う事業所

## 推進員選任の基準

職業紹介事業所または労働者派遣事業所においては、当該職業紹介事業または労働者派遣事業を実施する上での相当の権限を有する方から選任することを原則とします。

## 推進員の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 求職者及び派遣労働者に関する採用・選考について、公正な採用選考システムの確立を図るとともに求人者等に対する啓発等に努めること。
- 職業安定機関との連携に関すること。
- その他、当該職業紹介事業所または労働者派遣事業所において必要とされる対策の樹立及び推進に関すること。

## 推進員選任状況の報告

- 推進員を選任していない東京労働局管内に所在する事業所については、新規の「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」を速やかに東京労働局需給調整事業部に提出してください。推進員の選任状況について、管轄のハローワークに登録させていただきます（裏面の様式をコピーしてお使いください）。
- 推進員の選任後到来する毎年6月1日現在の推進員の選任状況についても報告していただくこととしております。

なお、推進員選任状況報告の提出先は、新規は東京労働局需給調整事業部、2回め以降は管轄のハローワークとなっておりますのでご注意ください。

# 公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告

次の該当項目について、公正採用選考人権啓発推進員の選任状況を報告します。

(該当項目を☑)

**新規**

公正採用選考人権啓発推進員を、下記のとおり新たに選任しました。

**変更 (  交代  増員 )**

公正採用選考人権啓発推進員を、下記の者に変更しました。

**6月1日現在**

\_\_\_\_\_年6月1日現在、下記の者を公正採用選考人権啓発推進員として選任しています。

氏 名	役 職	選任年月日
		年 月 日

年 月 日

事業所所在地 〒 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

事業所名

事業主氏名

雇用保険適用事業所番号 \_\_\_\_\_ 従業員数 \_\_\_\_\_ 人

※ 職業紹介事業者許可番号 13 \_\_\_\_\_

※ 労働者派遣事業者許可番号 派 13 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_公共職業安定所長 殿

**【注意】**

- (1) 公正採用選考人権啓発推進員については、人事担当責任者（人事担当の部・課長級以上）等、事業所内において、採用選考その他人事管理に関する事項について相当の権限を有する方から選任してください。
- (2) 人事異動等により、公正採用選考人権啓発推進員が変更となった場合には、その都度速やかに変更について報告してください。
- (3) ※については、該当する事業所のみ記入してください。

## 登録免許税の納付方法に関する留意事項

### 1 納付について

「労働者派遣事業許可」及び「職業紹介事業許可」の許可申請1件につき、登録免許税として90,000円の納付が必要です。（無料職業紹介事業の許可申請については登録免許税の納付は必要ありません。）

なお、許可更新の際には、登録免許税を納付する必要はありません。

### 2 納付方法について

現金納付が原則です。許可申請者が国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店（銀行や郵便局）又は東京労働局を管轄する「芝税務署」で、登録免許税を納付し、領収証書（原本）を許可申請書とあわせて提出（貼付せず）してください。

納付書は、最寄りの税務署か東京労働局需給調整事業部で入手してください。

なお、領収証書（原本）を紛失した場合は、再度納付する必要がありますので、ご注意ください。

#### ★納付書に記載する項目

- ・税目：221
- ・税務署名：「シバ」税務署
- ・税務署番号：00031095
- ・科目：「トウロクメンキョ」税
- ・住所：法人住所
- ・氏名：法人名

\* 下記記載例を参考に記載してください。

### 《登録免許税の記載例》

記載例

記載する項目

※ 3枚複写になっておりますので、ボールペンなどで強めに記載してください。

## 登録免許税に関するQ & A

### Q 1 登録免許税の納付書はどこで入手できますか？

最寄りの税務署で入手するか、もしくは、東京労働局需給調整事業部に備え付けております。（銀行や郵便局にはありませんのでご注意ください。）

### Q 2 最寄りの税務署から登録免許税の納付書もらったところ、税務署番号が記載されています。芝税務署の番号に訂正して納付することは可能ですか？

訂正しても問題ありません。ただし、納付する金融機関が受付してもらえるか確認ください。（金融機関が受付出来るなら問題ありません。）  
なお、同様に会社名や住所などの記載で訂正する場合も訂正は可能です。

### Q 3 派遣事業と紹介事業の許可を申請する予定ですが、登録免許税をまとめて納付することは可能ですか？

派遣と紹介、それぞれの許可申請書に登録免許税の領収証書（原本）を添付する必要がありますので、別々に納付してください。  
なお、間違っまとめて納付した場合は、税務署にて還付請求を行うことができますので、領収証書（原本）を持参し税務署へ相談してください。

### Q 4 登録免許税は電子やペイジーなどで納付することは可能ですか？

電子納付やペイジーでの納付はできません。現金で納付してください。

### Q 5 登録免許税は、許可更新の際にも納付する必要がありますか？

新規許可申請時のみ納付が必要です。

### Q 6 登録免許税の領収証書（原本）を提出することになっていますが、原本を提出すると、会社の経理担当に困るといわれています。コピーの提出では駄目ですか？他に方法はありますか？

許可申請には、登録免許税の領収証書（原本）を厚生労働大臣あて提出する必要があるため、コピーでの提出はできません。